

新潟市告示第 2 6 5 号

道路区域の決定について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように決定した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 0 年 4 月 1 5 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	敷 地 の	
			幅員 (m)	延長 (m)
市道	東 3 - 6 3 7 号線	新潟市東区豊二丁目 1685 番 1 地先から 新潟市東区豊二丁目 1692 番地先まで	4.0~5.3	125.0